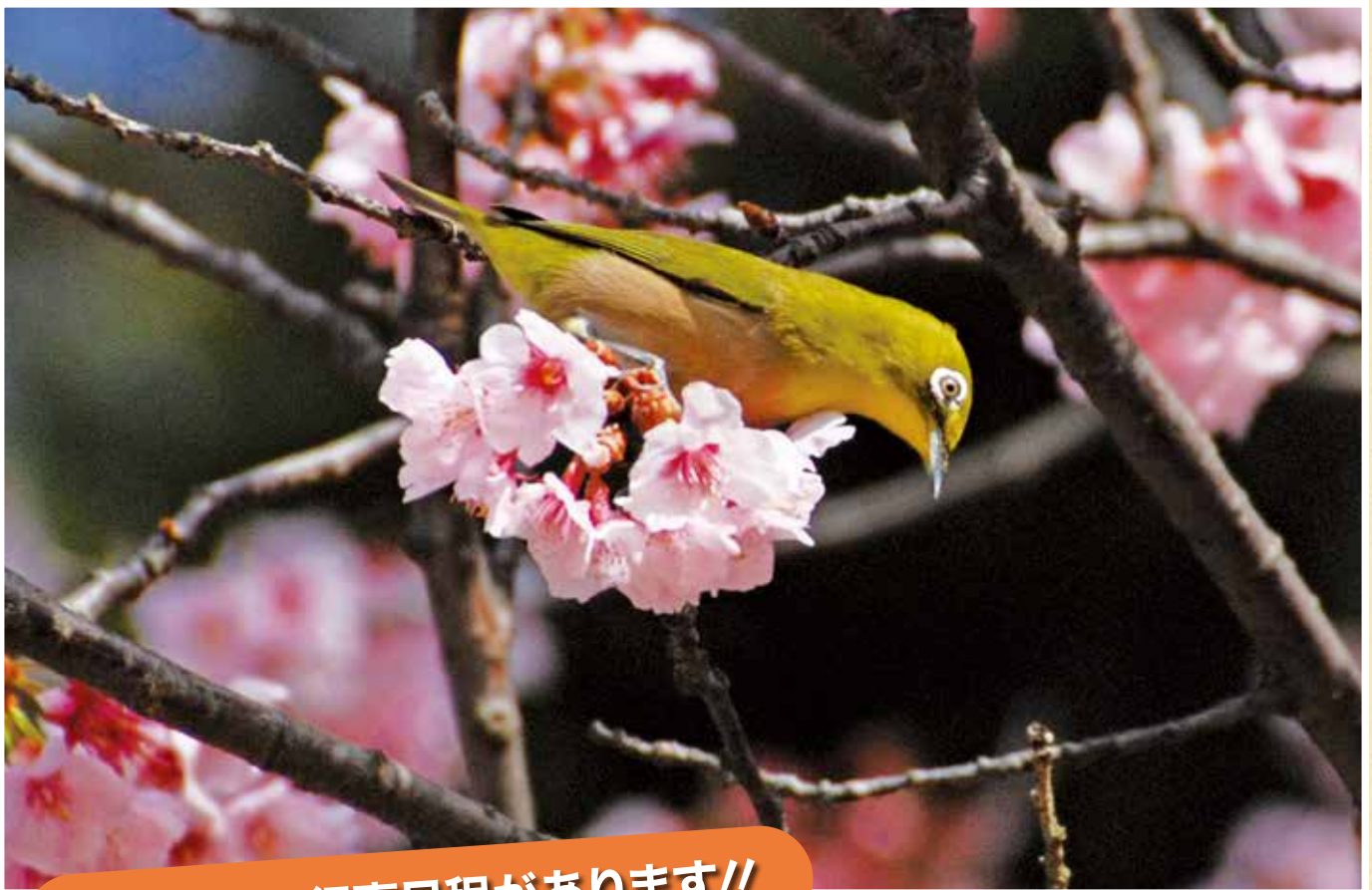


FOR TOMORROW

しぶや法人



4ページに行事日程があります!!

〈寒桜とメジロ 写真提供：町田和子氏〉

—松本渋谷税務署長、長島法人会長：新春対談!!— —所得税確定申告始まる—

2020.1・2・3
No. **563**
令和2年

渋谷税務署長と法人会長の新春対談	2
新年のご挨拶	5
行動する法人会(令和2年度税制改正に関する提言)	6
事業ア・ラ・カルト	9
都税コーナー	14

松本署長と長島会長の 新春対談

出席者 松本渋谷税務署署長
長島渋谷法人会会長
(司会) 野口広報委員長

於 渋谷税務署署長室



長島会長(左)・松本署長(右)

司会: 新年明けましておめでとうございます。本日の司会を務めさせていただきます、渋谷法人会広報委員長の野口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、早速ですが新春対談を始めさせていただきます。松本署長、続いて長島会長から、まず新年を迎えてのご挨拶を一言いただければと存じます。

署長: 去年は、長島会長、野口広報委員長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、税務行政の円滑な運営に対しまして、深いご理解と多大なるご支援、ご協力を賜りまして誠に有難うございました。

平成から令和という新しい時代を迎え、税を取り巻く環境も大きく変わる中、去年は消費税率の引上げとともに新たに軽減税率制度が導入されました。皆様方のご理解・ご協力のもと、大きな混乱もなくスタートをさせることができましたことに厚く御礼を申し上げます。

令和2年も、渋谷法人会の皆様方には、税務行政のよき理解者として、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

会長: ありがとうございます。こちらこそ宜しくお願いいたします。

確かに、軽減税率制度は慣れるまでは混乱もあるかなと思いましたが、署の皆さんの努力もあって、比較的穏便に推移出来たようですね。

法人会としてもこれからも税知識の普及や社会貢献活動を展開していきたいと考えておりますので、署からのご支援を是非お願いしたいと思っております。

司会: 松本署長、長島会長ありがとうございます。それでは、松本署長にお聞きします。ご出身はどちらでしょう？

署長: 熊本県熊本市です。熊本城の近くで生まれ育ちましたので、3年前の大地震により、熊本城が甚大な被害を被ったことは大変ショックでした。ただ昨年11月に帰省しましたが、天守閣の復旧が大きく進んでおり、安心しました。

会長: 石垣や櫓なども大きな被害にあったようですし、子どもの頃から見てこられたのですから、ショックを受けられたことは当然ですね。

1日も早く、元の威容を取り戻せればいいですね。

司会: 本当にそうですね。7月に渋谷署に赴任して来られたわけですが、渋谷については、何か思い出やイメージはございますか？

署長: 20代前半の頃は、彼女(今の妻ですが)と一緒に渋谷や原宿に遊びに来ていましたが、最近はすっか

り遠のいていました。駅周辺は大きなビルが立ち並び、当時とは様変わりしてしまいましたが、一歩中に入ると街の雰囲気は当時のままで、相変わらず若者が多く、不思議なパワーが満ち溢れていますね。ただ、外国人が多いのにはびっくりしました。

会長: そうですね、ここ数年急激に増えましたね。特に駅周辺はスランブル交差点や、109などの広告の写真を撮る人もあって多く感じますね。

司会: ご家族についてお聞きしてもよろしいですか？

署長: 妻と二人の子供がいますが、子どもたちは二人とも結婚して独立していますので、現在は妻と二人暮らしです。休みの日に孫が遊びに来るのが、夫婦の楽しみです。

司会: ご趣味は？

署長: 毎週末は、合気道とテニスで汗を流しています。

会長: 合気道をされてるんですか。

署長: 合気道は心身鍛錬と護身のため、40歳を過ぎたころから始めました。また、ゴルフも好きで、以前は毎週プレイしていた時もありましたが、最近は年に3、4回程度になりました。

会長: なぜ、国税の職場を目指されたんですか。

署長: 父親が郵政省の職員で国家公務員だったことと、出身高校の隣に税務大学校があったので、なんとなく公務員試験を受験したら、まぐれで合格しました。なので、特に税務や会計に興味があったわけではなく、気が付いたら税務職員になっていたという感覚です。(笑)

会長: 税務署長というのは、大変だとは思いますが、中でも特に渋谷は職員が多いですね。職員数日本一の税務署長としてのトップマネジメントはどうされていますか？

署長: 以前、神奈川県平塚税務署長を経験させていただきましたが、平塚署は職員数が140名程度の署でしたので、1年間で職員全員の顔と名前を覚えることが出来ました。それと比べると渋谷署は420名の職員がいいますから、とても全ての職員を掌握することはできません。ただお陰様で渋谷署には5名の副署長がおり、それぞれの事務系統を担当していますので、事務運営や進行管理についてはある程度任せるとともに、私(トップ)の考えや指示事項が全ての職員に行き届くような体制にしたいと思っています。

また、職員が持てる能力を最大限発揮するためには、明るく風通しがよい職場作りが極めて重要と考えています。その結果、良好な結果が生まれるものと思っています。

司会：大変責任の重いお仕事ですが、日々のストレス解消法と言いますか、息抜きはどのようにされてるんですか？

署長：趣味で揚げた合気道とテニスで汗を流すことですね。あと孫と遊ぶのも楽しいのですが、孫が帰った後は、ぐったりとなります。

会長：子どものパワーについていくのは大変ですよ。また、静かになった後の喪失感みたいなものもあるでしょうね。

司会：冒頭のご挨拶でも仰られていましたが、昨年10月から導入された改正消費税についてはいかがですか？

署長：昨年10月1日から、消費税率の10%への引き上げに併せて、軽減税率制度が導入されました。導入から約3カ月経過しましたが、今のところ大きな混乱も無く、円滑に導入されたと認識しています。しかしながら、来月から軽減税率導入後、初めてとなる個人の確定申告が始まります。申告については、様々な質問が寄せられると思っていますので、国税局や他署とも連携を図りながら、しっかりと適切に対処したいと考えています。

司会：渋谷法人会に期待されることとかは何かございますか？

署長：渋谷法人会は、昭和25年1月に創立され、その後昭和39年に葛飾法人会と同日に全国初の社団法人となり、さらに平成25年4月には公益社団法人に移行されるなど、創立以来70年を迎えられた歴史のある団体とお聞きしております。また、会員数6,000社を超える全国の中でも最大級の法人会であり、納税道義の高揚と正しい税知識の普及のため、各種研修会や講習会を積極的に開催され、近年においては将来を担う小中学生を対象に租税教室の開催にも力をいれていただいております。我々税務署としても非常に心強く感じております。改めてこれまでの活動等に対しまして感謝申し上げるとともに引き続き、ご理解とご支援をお願いしたいと思っております。

会長：若い世代に税を理解してもらえような事業を展開することは、本当に大切だと思います。税金が何に使われているのか、なぜ税金が必要なのかということも、次代を担う子供たちに理解してもらうことは必要ですので、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、地域の祭り等での税金クイズは、税に興味を持ってもらう意味で大変重要だと思っています。

司会：これからの時代変化や税務行政、ICTやIOTなどについて署長のお考えはいかがですか？

署長：ここ数年の経済のグローバル化やICT化は驚くべきスピードで進展しており、これらをはじめとする社会経済状況の激しい変化に伴って調査や徴収事務が複雑かつ困難化しています。そうした中においても、我々国税職員に課せられた「適正かつ公平な課税及び徴収の実現」を図るために、各種広報活動や納税者が納税義務を理解し、実行することを支援する租税教育活動に力を入れています。

また、納税義務が適正に果たされていないと認められる納税者に対しては、的確な指導や厳正な調査並びに徴収の実施をすることで、誤り等を確実に是正する活動を行っていく必要があります。

さらに、事務の高度化や効率化を図るためには、電子申告と電子納税をこれまで以上に普及していく必要があります。

幸い渋谷税務署には「渋谷電子申告・電子納税推進協議会」が設置されており、これまでの協議会の取組により、法人の電子申告については、東京局管内でもトップクラスの普及率となっています。

今後は個人の電子申告の普及、特にスマホを使用した電子申告の拡大に向け、積極的に取り組んでいきたいと思っています。

司会：ありがとうございます。次は、長島会長に今後の法人会活動について伺いたいと思います。

会長：法人会は税を中心に企業経営と地域社会の発展に寄与する「よき経営者の団体」であり、国の運営に必要不可欠な税制について健全な提言を行う組織です。是非とも会員の皆様には、地域の社会貢献についてご配慮いただき、さらに会員増強にご協力いただき、渋谷法人会の体制をより強固なものとしていきたいと思っております。

司会：長島会長、ありがとうございました。それでは最後に松本署長に締めめの言葉を頂戴したいと思います。

署長：長島会長、野口広報委員長には、新春対談ということで、貴重なお話をお伺いすることができました。

公益社団法人渋谷法人会の会員の皆様にとって新しい年が良き一年となり、大きな成果が得られる年となりますよう祈念申し上げます。本日はありがとうございました。



署長・会長対談



署幹部と

※なお、掲載記事以外にも多岐にわたる会話が展開されました。対談の内容を全て掲載することは、紙面の都合上できませんでしたが、令和になって初の新年を迎え、渋谷税務署と渋谷法人会との協力関係を確認できた、有意義な対談となりました。

(編集担当)

法人会掲示板 2・3月

2月・3月(4月)実施する主な事業

一般会員参加可能行事 地域・社会貢献活動

- 2月2日 新春観劇会『家族はつらいよ』
- 2月3日 総務委員会
- 2月4日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 2月5日 第7ブロック新年会
- 2月5日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月6日 源泉所得税セミナー
- 2月12日 組織委員会
- 2月13日 財務委員会
- 2月15日 租税教室(神宮前小学校)<青年部会>
- 2月17日 厚生委員会
- 2月18日 消費税セミナー
- 2月19日 社会貢献委員会
- 2月20日 印紙税セミナー
- 2月21日 税制委員会
- 2月22日 租税教室(常盤松小学校)<青年部会>
- 2月25日 第3・4・5・6ブロック合同研修会
- 2月27日 事業研修委員会

- 3月2日 第1・2ブロック合同講演会
- 3月3日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 3月3日 広報委員会
- 3月5日 正副会長会・理事会
- 3月6日 青年部会講演会
- 3月8日 本町まつり
- 3月9日 法人税確定申告書の書き方講習会①
- 3月10日 第5ブロック健康講座
- 3月11日 法人税確定申告書の書き方講習会②
- 3月12日 源泉研究部会研修会
(社会保険セミナー)
- 3月13日 法人税確定申告書の書き方講習会③

- 4月7日 渋谷駅前清掃活動<青年部会>
- 4月24日 ビジネスマナーセミナー
- 4月28日 しぶやの日渋谷駅前清掃活動
<青年部会>

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

決算法人説明会のお知らせ

《決算法人説明会》

日時 令和2年2月13日(木)

午後1時30分～4時

場所 渋谷区立勤労福祉会館 2F 第1洋室

日時 令和2年3月17日(火)

令和2年3月18日(水)

各午後1時30分～4時

場所 フォーラム 8 4F

該当の会社は是非ご出席下さい。

※通常と開催場所が異なります。
ご注意ください。

初級簿記講習会のご案内

◆日時 4月7日～6月2日(全15回)

午後3時～5時

※詳細、お申込みは同封のチラシをご覧ください

◆場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10

TEL 3461-0758

◆講習会費 会員：15,000円/1名

非会員：25,000円/1名

初級簿記日程(全15回)

(商工会議所簿記検定3級程度)

4月7日(火)・10日(金)・14日(火)・17日(金)・21日(火)

28日(火)

5月1日(金)・8日(金)・12日(火)・15日(金)・19日(火)

22日(金)・26日(火)・29日(金)

6月2日(火)・(5日(金)予備日)

法律相談について

法律相談をご希望の方は、上部団体の東法連の法律相談をご利用下さい。

◆日時 毎週月曜日から金曜日まで(祝日等除く)

午前10時・11時・午後2時・3時・4

時の5回

◆場所 成和パートナーズ法律事務所

(旧 羽野島法律事務所)

◆相談料 1時間まで無料 追加30分：5,000円

◆申込先 東法連：TEL 3357-0771



東京都渋谷都税事務所
所長 原島 幸男

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えになられましたことと心よりお慶び申し上げます。

旧年中は、長島会長をはじめ役員、会員の皆様より、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。とりわけ、渋谷電子申告・電子納税推進協議会における活動、租税教室や税の絵はがきコンクールの実施、地方税セミナーの開催、各種広報など、貴会の積極的多面的な活動には重ねて感謝を申し上げます。

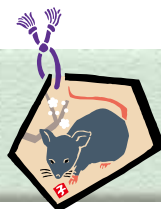
さて、東京都では、今夏の東京2020オリンピック・パラリンピック大会開催、災害対策をはじめ安全安心なまち、そして人口減少と一層の高齢化を見据え、希望と活力に溢れる、より高度な成熟都市へと進展していくため、各種施策を推進してまいります。

私ども渋谷都税事務所におきましては、こうした都の施策の実現に必要な都税収入の確保を第一に、都民の皆様の信頼確保に向け、適正かつ公平で効率的な税務行政の推進に職員一丸となって取り組んでまいります。また、申告納税の利便性向上に向け、引き続き電子申告・電子納税、口座振替の推進に取り組むとともに、親切できめ細かな対応と分かりやすい説明に心掛け、納税者サービス向上に努めてまいります。

渋谷法人会の皆様には、本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

結びに、新しい年が公益社団法人渋谷法人会にとって益々のご発展と会員皆様のご繁栄の年となりますよう心から祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会 長 長 島 祐 司	常任理事 光 山 和 徳	理 事 西 村 元	理 事 中 村 浩 士
副 会 長 八木原 保	常任理事 細 川 信 和	理 事 米 田 直 樹	理 事 福 田 勝 則
副 会 長 岩 田 利 延	常任理事 丸 山 幸 孝	理 事 名 取 政 俊	理 事 天 野 長 光
副 会 長 新 居 常 男	理事・源泉部会長 西 村 浩 彰	理 事 水 野 清	理 事 安 藤 一 郎
副 会 長 渡 辺 博	理事・青年部会長 松 本 ル キ	理 事 藤 木 伸 欣	理 事 安 原 喜 一 郎
副 会 長 野 口 アキラ	理事・女性部会長 名 和 玲 子	理 事 中 田 啓 一	理 事 滝 島 聡
副 会 長 雨 宮 孝 幸	理 事 佐 藤 正 人	理 事 山 崎 登 美 子	理 事 村 田 茂
副 会 長 松 井 美 千 代	理 事 遠 藤 久 介	理 事 森 博 明	理 事 梅 村 昇
副 会 長 有 明 利 昭	理 事 橘 輝 雄	理 事 山 田 英 治	理 事 阿 部 英 博
常任理事 新 村 俊 三	理 事 二 渡 永 八 郎	理 事 脇 田 茂 久	理 事 海 老 名 孝
常任理事 並 木 宏 道	理 事 村 田 曉 宣	理 事 有 馬 清 種	理 事 安 斉 隆 雄
常任理事 小 林 英 雄	理 事 小 野 木 邦 夫	理 事 増 田 泰 雄	理 事 早 川 千 秋
常任理事 伊 藤 一 三	理 事 石 井 謙 次	理 事 藤 野 宏 忠	理 事 生 稲 榮 次
常任理事 梅 原 伸 二 郎	理 事 石 井 沙 与 子	理 事 川 島 利 雄	監 事 黒 澤 公 博
常任理事 萩 英 夫	理 事 朝 倉 健 吾	理 事 長 塚 徳 男	監 事 福 井 恒 夫
常任理事 飯 島 良 臣	理 事 北 節 子	理 事 福 田 晴 夫	

e-Taxを利用しよう

行動する法人会



－令和2年度税制改正に関する提言－

全法連では、令和2年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

自 民 党

予算・税制等に関する政策懇談会（税務・中小企業）
10月31日

財政・金融・証券関係団体委員長

村井 英樹 氏 他



公 明 党

税制改正要望等ヒアリング
11月5日

財政金融部会長代理 熊野 正士 氏 他



共 同 会 派

財務金融合同部会ヒアリング
11月20日

末松 義規 氏 古川 元久 氏 他

共同会派：立憲民主党、国民民主党、社会保障を立て直す国民会議、
社会民主党で構成する会派



この社会あなたの税がいきている

財 務 省

10月17日

財務副大臣 藤川 政人氏



左から 藤川副大臣、飯野税制委員長、田中税制副委員長、松崎専務理事

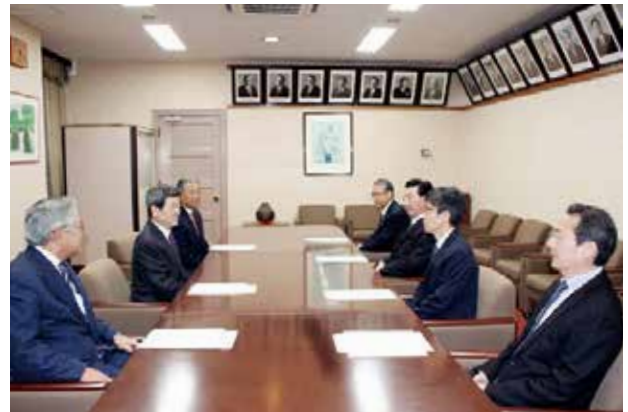
国 税 庁

表敬訪問 12月18日

長 官 星野 次彦氏

次 長 田島 淳志氏

課税部長 重藤 哲郎氏

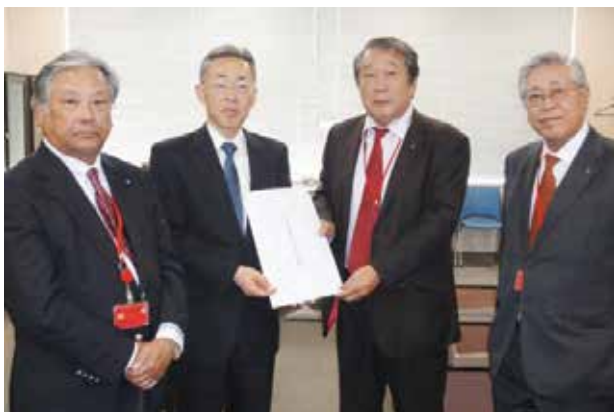


右手前から重藤課税部長、星野国税庁長官、田島次長
左奥から田中税制副委員長、小林会長、松崎専務理事

総 務 省

11月14日

自治税務局長 開出 英之氏

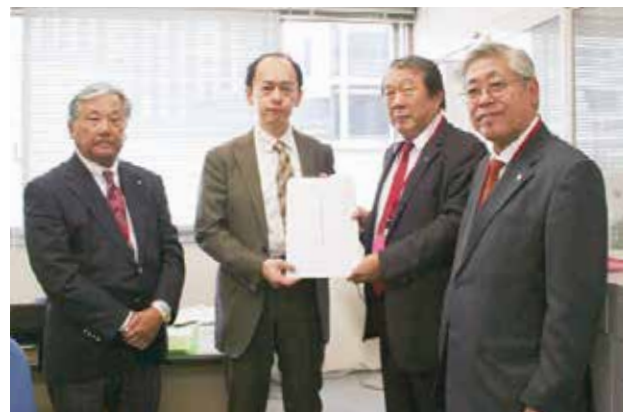


左から 田中税制副委員長、開出自治税務局長、飯野税制委員長、松崎専務理事

中 小 企 業 庁

11月14日

事業環境部長 奈須野 太氏



左から 田中税制副委員長、奈須野事業環境部長、飯野税制委員長、松崎専務理事

渋谷、世田谷、北沢、玉川、目黒税務署から 申告書作成会場開設のお知らせ

所得税及び復興特別所得税・贈与税・個人消費税の
申告書作成会場（提出のみの場合は、直接税務署に提出（郵送可）してください。※3）を

ベルサール渋谷ファースト に開設します。

期 間：令和2年2月17日(月)から3月16日(月)まで

※ 土、日及び振替休日を除きます。
ただし、2月24日(月)及び3月1日(日)は開場します。

時 間：受付午前8時30分から午後4時まで（相談開始は午前9時15分）

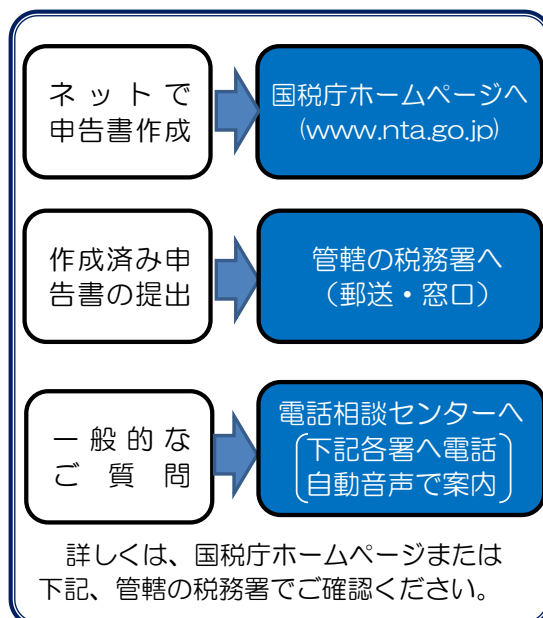
所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー 2階）

※ 会場には駐車場及び駐輪場はありません。

※1 1月6日(月)から3月16日(月)の期間は、税務署内に申告書作成会場はありません。

※2 申告書作成会場は、3月に入りますと、大変な混雑が予想されます。

※3 2月24日(月)及び3月1日(日)は、上記会場にて提出できます(税務署は閉庁日です)。



渋谷税務署 TEL 03-3463-9181(代表)

世田谷税務署 TEL 03-6758-6900(代表)

北沢税務署 TEL 03-3322-3271(代表)

玉川税務署 TEL 03-3700-4131(代表)

目黒税務署 TEL 03-3711-6251(代表)



電子納税、電子申告を活用しよう

法人会 事業 アラカルト

令和2年の新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月10日(金)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長 松本様を始め、各界の代表35名の方々をご来賓にお迎えし、会員(177名)とともに令和初の新春を寿いだ。

まず長島会長の年頭の挨拶に続き、松本渋谷税務署長、原島東京都渋谷都税事務所長、長谷部渋谷区長、そして友誼団体を代表して、東京税理士会渋谷支部の木部支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした令和元年度納税功労表彰を受けられたの方々をご披露し、記念品を授与した。

続いて柳田顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



会長挨拶



松本渋谷税務署長



原島渋谷都税事務所長



長谷部渋谷区長



乾杯：柳田顧問



中締め：八木原副会長



渋谷税務署長表彰：並木常任理事



東京国税局長表彰：渡辺副会長



渋谷都税事務所長感謝状受彰：雨宮副会長



新年賀詞交歓会

親睦ゴルフコンペを開催＜厚生委員会＞

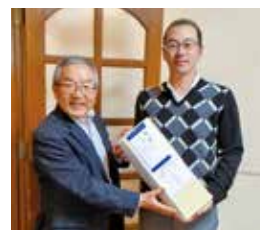
厚生委員会主催によるゴルフコンペを当初10月に開催を予定していたが、台風19号による大雨のため中止となり、参加申し込みをいただいていたの方々にご案内して、改めて11月20日(水)に埼玉県の越生ゴルフ倶楽部で開催した。

優勝は、(株)全国儀式サービスの三枝操氏。参加者13名。

参加者からのチャリティ募金13,000円を千葉の台風19号災害義援金に寄付した。



ゴルフコンペ



優勝：三枝氏

税制改正（法人事業税・都民税）・eLTAX等説明会を開催

去る11月26日(火)渋谷法人会館において、午後2時から3時まで令和元年度税制改正（法人事業税・都民税）eLTAX（エルタックス：地方税電子申告）等説明会を開催した。

まず、久保事業税課長からご挨拶があり、続いて鶴田総括課長代理より法人事業税・都民税の令和元年度税制改正についての説明があった。

次に法人事業税課第一班の佐藤氏と第二班の隅田氏より、eLTAXについて説明があった。出席者21名。



挨拶：久保事業税課長



説明会

メールアドレスを登録しよう



鶴田総括課長代理



事業税課法人事業税第一班佐藤若奈氏
第二班隅田祐一郎氏

広報委員会を開催

去る12月3日(水)午後4時より法人会館において、定例の広報委員会を開催した。まずいづみ法人【No.561】10月・11月号【No.562】12月号の経過報告をし、続いて【No.563】2月・3月号の内容を検討した。

前回の委員会で各ブロックに順番でお願いしている中広告に代わって新春賀詞広告を募ることは委員会で了承していたが、まだ理事会の承認を得ていないため、12月の理事会で承認と掲載のお願いを併せてすることにした。

出席者は渋谷税務署から磯第一統括官、山口審理担当調査官。委員の出席は野口委員長他9名。事務局2名。



広報委員会

今年度第4回理事会を開催

去る12月19日(木)午後12時30分から渋谷法人会館において、今年度第4回理事会を開催した。

長島会長の挨拶に続き、渋谷税務署法人課税部門総括担当の熊倉副署長にご挨拶をいただき議案審議に入り、税を考える週間協賛事業を始めとする事業報告、会員増強中間報告をし、今後の事業日程等について説明した。

出席者は、渋谷税務署から熊倉法人課税部門総括担当副署長、磯法人課税第一部門統括官、山口審理担当調査官。法人会は長島会長他50名。



長島会長挨拶



熊倉副署長挨拶



理事会

ブロックだより

第8・9ブロック合同研修会を開催

去る11月20日(水)午後1時30分より代々木駅前の全理連ビルに於いて、第2回目となる第8・9ブロックの合同研修会を開催した。

当日は、光山第8ブロック長の挨拶で始まり、第9ブロック担当副会長の野口副会長の挨拶の後、そのまま講師として『だれでも出来る情報活用』の研修会に入った。

ネットに溢れる情報をどう取捨選択するか、どう活用すればいいのか…などの説明と簡単に利用出来るソフトウェアの提供など好評だった。出席者17名。



講師：野口第9ブロック長



8・9ブロック合同研修会

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック(丸山ブロック長)

去る12月8日(日)第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中継点の1つとして参加、渋谷税務署監修の子供向け税金クイズを解いてもらって税について楽しく学んでもらい、お菓子や文房具の景品を渡した。



フェスタ原宿



税金クイズ

部会だより

小学生“税の絵はがきコンクール”表彰式

女性部会主催により例年実施している、渋谷区小学生“第9回税の絵はがきコンクール”表彰式を、昨年度に続いて納貯連主催の“書写”“作文”、間税会主催の“税の標語コンクール”と一緒に、12月4日(水)渋谷税務署7F大会議室において開催した。

法人会の事業活動に積極的に参加しよう

絵はがき部門では、渋谷税務署長賞、東京都渋谷区税務所長賞、渋谷区長賞、渋谷法人会長賞、渋谷法人会女性部会長賞を受賞した生徒一人一人にそれぞれの長から授与した。また、その他の受賞者、参加賞を各小学校に後日届けた。

また、今年度の絵はがきコンクールの受賞者の作品は、11月14日から11月20日までの7日間、桜丘町の大和田ホールの『ギャラリー大和田』に展示した。



松本渋谷税務署長



渡辺副会長挨拶



受賞者と各代表

ボウリング大会

今年度は、ゴルフコンペに代えて、12月6日(金)笹塚ボウルでボウリング大会を開催した。参加者12名。優勝は、藤野宏忠氏。



青年部会ボウリング大会



救急救命講習会を開催

渋谷法人会青年部会では、12月12日(木)午後1時より渋谷消防署において救急救命講習会を開催した。非常に関心が高く、毎回すぐに定員に達し、キャンセル待ちの方がでるため、7月に続いて2回目の講習会を開催した。来年度も2回の開催を予定している。



蘇生法講習

内容は、まず座学で約30分説明を受け、その後倒れている人への声の掛け方、心肺蘇生法を実践体験していただいた。休憩を挟んで、



講習会講師



AED講習

AEDの使い方、気道異物除去法、止血法を体験学習していただいた。出席者は31名。

『租税教室』を開催(中幡小学校)

全国法人会総連合の青年部会は、将来を担う小学生を対象に税金とは何か?税金はなぜ必要なのか?ということ学んでもらい、税金を正しく理解してもらうために租税教室を全国で開催している。

今回、渋谷法人会青年部会でも第8回目として、1月18日(土)中幡小学校の6年生を対象に『租税教室』を開催した。

当日は、楽しく学べるように“絵”を利用して、税金の種類と概略、税金は何に使われていて、もし税金がなかったら…といったことから、日本と外国の消費税についても説明した。



中幡小学校租税教室

青年部会渋谷ニュー駅伝に参加

1月19日(日)代々木公園で開催された渋谷ニュー駅伝に法人会青年部会からは今年4名(1チーム)参加し、65位だった。

これは毎年この時期に開催されているもので、学生や各企業などいろいろな団体から参加者があり、一般男子だけでも143のチームが参加し、渋谷税務署からも多数のチームが参加した。



しづやニュー駅伝スタート



おつかれ様

会員の増加は、会員のメリットに通じる

健康よもやま話

松原 英多 (医学博士)

痛みの誤解

世界でも珍しいほど、日本人は痛みを我慢する国民性があるようです。「これくらいの痛み、我慢しろよ」といった具合ですね。もちろん我慢は素晴らしい。美德かもしれない。

この話を裏付けるように、東京大学医学部付属病院放射線科の報告では、日本人の医療用麻薬（痛み止め）の使用量は、アメリカ人の20分の1だそうです。

日本人はそれほど我慢強い。でも裏を返せば、それだけ苦痛が多いのかな。末期がんで体が衰えている。それでも痛みを我慢する。これは美德でしょうか。痛みの我慢について一考する必要があるそうです。

「痛み止め薬は単に痛みを止めるだけで、病気そのものは治らない。だから、少々の痛みは我慢して、やり過ごしたほうがいい」と信じ込んでいる人も少なくありません。これは間違いです。いや、ただの間違いではありません。大病を招くかも知れない、大きな間違いです。

痛みはストレスです。痛みが原因の不眠や食欲不振もあるし、長引く痛みはいろいろな故障をもたらします。痛みが長引くことで起こる最たるものは、免疫力の低下とうつ病でしょう。うつ病とまでいかななくても、マイナス思考は確実に生まれます。

マウスの実験でも、痛みを与え続けると免疫力が落ち、病気や感染症に対する抵抗力が低下することが証明されています。特にがんでは、悪化する傾向も報告されています。

事実、前出の東大病院放射線科の報告でも、「痛み止め薬を使った患者さんは、使わない患者さんより長命だった」との報告もあるくらいです。

がんのような大病ではなくて、もうちょっと身近な、例えば肩こりや腰痛といった痛みを考えてみましょう。

肩こりも腰痛も筋肉性の痛みです。凝りや痛みが発生した筋肉は硬く緊張します。これは「筋防御」といって生理現象です。生理現象でも筋肉が硬く緊張すると、筋肉内の血管は圧迫され、血行が悪くなります。

すると筋肉がエネルギー不足となり、十分に働けなくなります。おまけに血行が不良になると筋肉内に発生した発痛物質を含む老廃物の除去もできなくなります。

つまり、凝りや痛みに侵された筋肉内には、発痛物質を含む老廃物がドンドンたまり、改善が少ないというわけです。こうなると、たまりにたまった発痛物質が次の痛みを産むという、痛みの悪循環が始まります。

痛みの悪循環が始まると、さあ大変。凝りが凝りでなくなり、痛みが痛みでなくなります。凝りや痛みは「症状」です。でも、痛みの悪循環が始まると「症状」が昇格して「疾患」となる。治療も厄介になりますね。

こうした痛みの悪循環を防ぐのが痛み止めのクスリです。いや、もっと正しくは鎮痛治療です。つまり、痛み止め薬は単なる痛みを止めるだけでなく、痛みの悪循環を防ぐ役目を持っているのです。軽い痛み止め薬では効かない場合は、さらに強力な鎮痛剤が必要になるかも知れません。低出力レーザー治療や神経ブロックの出番もあるでしょう。

痛み止めのクスリには、使用のタイミングもあります。一般的には、早期に使用すると、より大きな効果が生じます。「ただの痛み止め」と軽視せず、医師や薬剤師とよく相談して、早期に使用することが重要です。

「老化とは痛みがます現象」ともいわれています。確かに老化すると筋肉の量が減り、質も衰えます。でも、生活のために動かなくてはなりません。ということは、衰えた筋肉を叱咤激励して、無理に動かしているわけです。こう考えると痛みが生じるのは当然といえるでしょう。

でも「だから我慢する」では困るのです。ただでさえ、年を取ると気うつになります。そこに痛みのうつが加われば、うつのダブルパンチです。

二度とない人生は、楽しくあらねばならない。その第一条件こそ、苦痛を取り除くことです。もう一度「痛み」を見直してみてください。

令和元年11月入会の新入会員をご紹介します (順不同／敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	大和名刺(有)	杉山 雅廣	広尾1-3-16	3442-8601	印刷業
3	(株)alpha Bit	村野 育己	渋谷2-1-11	6712-6164	情報通信業
3	サンフロンティア不動産(株)	堀口 智顕	千代田区有楽町1-2-2	3797-1400	不動産業
5	JP道玄坂ビル	飯塚 尚行	道玄坂2-19-11		不動産
6	コーポラス大和	奥村 和代	富ヶ谷2-44-12		不動産賃貸業
8	(株)八千代ハウジング	鈴木 秀子	本町6-21-4	5388-4504	不動産業
8	(株)グリーンリーフ	小林 孝至	初台1-28-10	3370-0563	卸売
9	(株)SUIJIN	野口 泰成	代々木2-6-8	5155-7288	美容業
9	南新宿商事(株)	木村 一弘	代々木2-11-12	5388-4570	不動産
区外	elastic(株)	本木 淳	新宿区西新宿2-4-1	5325-6597	保険代理、金融業

令和元年12月入会の新入会員をご紹介します (順不同／敬称略)

ブロック	法 人 名	代表者名	連絡先住所	電話番号	業 種
1	Prince Charming(株)	石丸 泰輔	恵比寿4-20-2	5424-9770	不動産業・飲食業
4	エステティックサロンPrimavera	山本 智子	円山町5-4		エステ・化粧品販売
5	エヌエスピー(株)	松原 真	道玄坂2-9-9	6427-5959	電気通信工事
5	NAIL MONSTER	工藤こず恵	道玄坂2-15-1	6452-5869	ネイルサロン
6	山一物産(株)	石津 仁司	元代々木町14-7	5304-5231	不動産業
7	(有)クロハ・エージェンシー	黒羽 政明	笹塚1-61-15	3299-9683	保険代理業
11	(有)山之内	山之内敏昭	神宮前3-38-11	3407-3545	飲食業
11	(株)L. I. T	紙田 拓弥	神宮前3-3-13		ITサービス業
区外		関口 知禎	練馬区練馬1-23-13		不動産賃貸業

季節に拾う新歳時記

記：小牧 規子 (ジャーナリスト)

2・3月

『確定申告』

年に1度、前年の収入や収めた税金を自分で計算して確定させ、税務署に申告納税をすることをいう。期間は毎年2月16日から3月15日まで。

1947年から始まった。それまでは税務署などが税金額を決めて、納税者に通知する方法だった。確定申告の対象になるのは、自営業者や年間2000万円を超える給与所得のサラリーマンなどだ。また、病院に支払う治療費の自己負担分や薬代が1年間で10万円を超えた部分などは医療費控除の対象になり、確定申告をすれば税金が還付される。インターネットで行う「e-Tax」もある。

税金がどう使われているのか。確定申告の時期を機に、税について関心を持ってみよう。



『仰げば尊し』

3月は卒業の季節。卒業式の歌で思い浮かべるのが「仰げば尊し」だ。1884年発行の『小学唱歌集』第三編に収録されている。

卒業生が恩師に感謝を表す歌で、長らく作者不詳の謎の曲とされてきた。ところが2011年、一橋大学名誉教授の桜井雅人氏の研究によって明らかになった。アメリカの卒業歌で、1871年に出版された音楽教材に楽譜が載っていたのだ。友人や教室との別れを歌った歌詞だったという。作詞、作曲者の名前も記されていた。

柔らかな旋律に、多くの人が涙を流したことだろう。だが、最近はあまり歌われなくなった。歌詞が難解な上、2番の「身をたて名をあげ」という歌詞が立身出世を強要しているという指摘もあったからだ。代わって人気なのが流行のポップス系の楽曲。卒業は新たな旅立ちでもある。



2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内) 6月にお送りした納付書により、3月2日(月)までにお納めください。

<ご利用になれる納付方法>



金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
 ※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。



※2019年4月から、
 Webでも申込みを
 受け付けています。



都税 Web口座振替

検索



※納付書1枚あたりの合計金額が30万円までのものに限りです。
 ※一部、都税の取扱いをしていないコンビニエンスストアがあります。
 ご利用になれるコンビニエンスストアについては、納付書の裏面をご確認ください。



※インターネットの専用サイト(都税クレジットカードお支払いサイト)にアクセスし、クレジットカードにより納付することができます(税額に応じた決済手数料がかかります。)
 ※詳しくは、「都税クレジットカードお支払いサイト」
 をご覧ください。

都税クレジットカードお支払いサイト

検索



A T M
 インターネット
 モバイル
 バンキング

※一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 ※ (ペイジーマーク)の入っている都税の納付書をお持ちの場合に限ってご利用できます。
 ※領収証書は発行されません(領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。)

※新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングで納付する方は、事前に金融機関への利用申込みが必要です。
 ※システムの保守点検作業時には、一時的にご利用できない場合があります。
 詳しくは主税局ホームページ (<http://www.tax.metro.tokyo.jp/>) 「税金の支払い」をご覧ください。

簡単 便利 安心 な 口座振替の申込みはWebで！

- 簡単** ● パソコンやスマートフォンから東京都主税局の専用Webサイトにアクセスし、画面に従って必要事項を入力するだけです。http://www.tax.metro.tokyo.jp/common/web_kouzafurikae.html
- 便利** ● 依頼書への記入や銀行印の捺印は不要です。
 ● 2月10日までに申込みいただくと、固定資産税・都市計画税第4期からの口座振替が可能です。
 ※11日以降に申込みいただいた場合、次年度からの振替となります。
- 安心** ● 振替日に口座振替され、納め忘れ防止につながります。

4月から固定資産税における土地・家屋の価格などが ご覧になれます(23区内)

- ◆縦覧期間 令和2年4月1日(水)から6月30日(火)まで(土・日・休日を除く)
- ◆縦覧時間 9時～17時
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

- <縦覧できる方> 令和2年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方
- <縦覧できる内容> 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など(縦覧帳簿)
- <必要書類> 納税者本人であることを証明できるもの。

※運転免許証、旅券(パスポート)等、官公署が発行した顔写真付きの書類であれば1種類の提示、それ以外の書類は複数の提示が必要です。詳細は東京都主税局のホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問合せください。

(注) 納税通知書は6月1日(月)に発送予定です。

振替納税を利用しよう

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。
ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 03-5420-1621 (代表)

自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？



自動車税種別割は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは「移転登録」、廃車したときは「抹消登録」の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所まで手続きをお済ませください。

◆自動車を手放したとき

令和2年3月31日(火)までに「移転登録」をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

◆廃車等で自動車を使わなくなったとき

速やかに「抹消登録」をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税種別割が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日午前9時から午後5時まで（土日・休日、年末年始を除く）

しゅば法人No.562 ナンバープレースパズル●解答

解答	A	B	C	D	E
	8	1	8	2	3
4	7	8	5	9	6
1	3	5	7	2	4
2	6	9	1	8	3
8	5	2	3	6	9
3	4	7	8	1	2
6	9	1	4	7	5
9	1	3	6	4	8
5	2	4	9	3	7
7	8	6	2	5	1

●当選者

しゅば法人No.562の「ナンバープレースパズル」にご応募いただきありがとうございます。

恵比寿西 小林様
道玄坂 大倉野様
東 小幡様
道玄坂 小松様
広尾 桜井様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント！

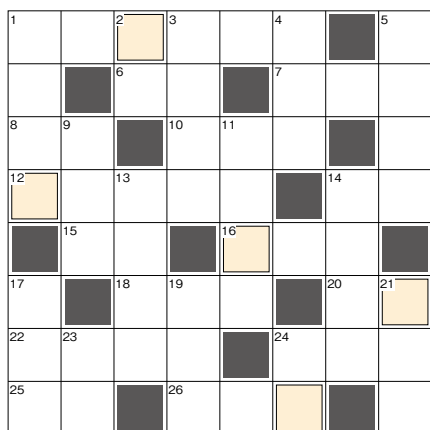
応募方法

郵便はがき：〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局、
e-mail: info.shibuya@tohoren.or.jp、FAX: 3461-0180まで、①クイズの答え ②郵便番号 ③送付先 ④氏名 ⑤法人名 ⑥連絡先電話番号を明記の上、お送り下さい。なお締め切りは、令和2年2月28日(金)（消印有効）とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。ご応募お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

※ナンバープレースとクロスワードを交互に掲載いたします。

クロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子



タテのカギ

- 1 北極をノシノシ、ホワイトベアー
- 2 お鍋やお風呂からモワモワ～
- 3 数日後。感動の名作、〇〇〇〇公開！
- 4 東京の地名、学習院があるところ
- 5 校則で白は親泣かせ。かかとの汚れが落ちない！
- 9 白い繭から羽化する蛾の怪獣
- 11 ミシン用はボビン。釣り用はリール
- 13 ホワイトデーの贈り物に、〇〇〇〇感激雨アラレ
- 14 モンゴル出身、第69代横綱です
- 17 甘い物の食べ過ぎで、白い菌が台無し
- 19 コブとコブの間に乗ったら楽でしょう
- 21 制服を脱いで、コレにお着替え

解答欄

--	--	--	--	--	--

- 23 牝牛さん、搾らせていただきます

- 24 マグロに大中あり。脂がのって白っぽい

ヨコのカギ

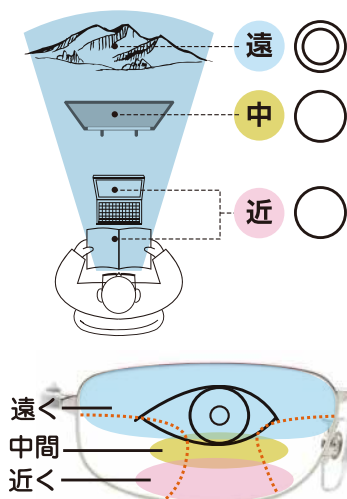
- 1 毒リンゴを丸かじりとは、庶民的なお姫様
- 6 ギターは6本。バイオリンは4本
- 7 私はやってない！白だ。〇〇〇無根だ
- 8 青空にモコモコ、綿みたい
- 10 下地のカラー。日の丸なら白
- 12 大粒で貫録のブドウ。おいしい白ワインにも
- 14 「参った」と掲げるのは白
- 15 カトレアや胡蝶がある花
- 16 「口裂け女」さん、まだ布製？
- 18 桐たんすなどに多い、無塗装の木材
- 20 空の大河、ミルクウェーは何の集まり？
- 22 買う前に着てみよう。白い服は口紅用
- 24 お絹さん、色白でキメの細かいお肌ね
- 25 象牙色のヘラ？ いいえ三味線用
- 26 縦型の炉。灰を掻き出したら顔が真っ白！



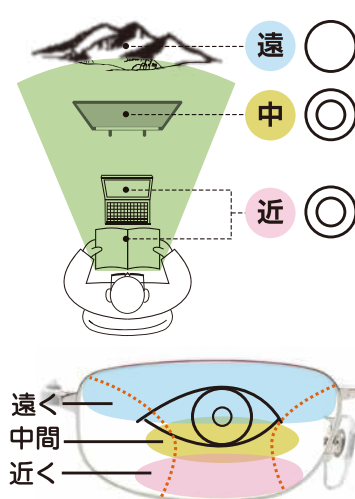
見えかたは、 はずさない。 遠近両用レンズ。

テストレンズをご用意しております。店頭にて、ぜひ「見える」をご実感ください。

遠近両用レンズ



遠近両用レンズ(中近重視)



ワキのメガネなら安心です。

回イワキ®